ＥＵのＩＵＵ漁業規則の概要及び その実施について

平成21年１２月

水産庁水産物貿易対策室

１．ＥＵのＩＵＵ漁業規則の背景

- EUは、全世界におけるIUU漁業による総生産額を年間100億ユーロ（約1.3兆円）とし、EUの2007年の水産物輸入（150億ユーロ（約２兆円））のうち、IUU漁業を起源とするものは11億ユーロ（約1500億円）（2005年）と推計。
- このため、EUは、IUU漁業が水産生物資源の持続的な利用に対する最も深刻な脅威の一つであり、EUの共通漁業政策及び国際的な取り組みの根幹を揺るがすものと位置付け。
- これに適切に対処するために、EUは次の3つの規則を2010年1月1日まで施行予定。

①IUU漁業規則（2008年9月　1005/2008号）

②共同体水域外における共同体漁船の漁業活動及び第3国漁船の共同体水域のアクセスの承認に関する規則（2008年9月1006／2008号）

③共同体水域のおける共通漁業政策の遵守のためのEC漁船及び第3国漁船の管理に関する規則（2009年11月〇〇〇/2009号）

２．ＥＵのＩＵＵ漁業規則の経緯

- 2008年9月：欧州連合（EU）理事会において、「違法・無報告・無規制（IUU）漁業を防止、抑止及び廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合（EU）理事会規則第1005／2008号」（以下「IUU漁業規則」という。）を採択。
- 2009年3月～6月：EU主催のIUU漁業規則地域セミナー（アジア地域、北アフリカ地域、南アフリカ地域、中南米地域）。
- 2009年7月：旗国通知の受け付け開始。
- 2009年10月22日：EU理事会において、IUU漁業規則の実施規則1010/2009号を採択。併せて、ハンドブック第1版を作成し、関係国に通知。
- 2010年1月1日：IUU漁業規則の全面的施行。

３．ＥＵのＩＵＵ漁業規則の概要

（1） ＩＵＵ漁業規則（1005/2008号）の構成

第1章　一般規定　（第1条～第3条）
第2章　EU加盟国の港における第3国漁船への臨検　（第4条～第11条）
　　第1節　第3国漁船による港へのアクセス条件
　　第2節　港内臨検
第3章　水産物の輸入及び輸出のための漁獲証明スキーム（第12条～第22条）
第4章　欧州共同体警報システム　（第23条～第24条）
第5章　IUU漁業を行った漁船の特定　（第25条～第30条）
第6章　非協力的第3国　（第31条～第36条）
第7章　IUU漁業に関与する漁船及び国に関する措置　（第37条～第38条）
第8章　国民　（第39条～第40条）
第9章　即時の強制措置、制裁、付帯制裁　（第41条～第47条）
第10章 漁船の視認に関連する地域漁業管理機関において
　　採択された規定の実施　（第48条～第50条）
第11章 相互支援　（第51条）
第12章 最終規定　（第52条～第57条）
付属書Ⅰ　「水産製品」の定義から除外される製品リスト　（第2条の8関係）
付属書Ⅱ　欧州共同体の漁獲証明書及び再輸出証明書の様式（第12条の4関係）
付属書Ⅲ　旗国の通告様式　（第20条関係）
付属書Ⅳ　加工証明書の様式　（第14条の2関係）

（２）本規則の主要なポイント

①目的:

IUU漁業規則は、商業漁業に従事する全ての漁船を対象とし、IUU漁業を起源とする水産物がEU域内に入域することを防止、抑止、廃絶することを目的に、2010年1月から全面的に施行。

②具体的な主要措置

規則では、以下の2つの具体的な主要措置を実施。

- EU加盟国による寄港国管理の強化
- 輸入水産製品に対する漁獲証明スキームの導入

●寄港国管理の強化（第２章）

- 寄港する漁船と漁獲物のモニター及び監督を改善するために、加盟国による寄港国管理を強化するもの。
- 第3国漁船による港へのアクセス、水揚げ及び積み替えは、加盟国により指定された港でのみ認められる。
- 第3国漁船の船長は、入港予定の少なくとも3作業日前まで加盟国の当局に通報する。第3国の船長（又はその代表者）は魚種ごとの製品量、漁獲海域及び出漁期間等を示す通知書を、水揚げ又は積み替えの前に加盟国の当局に提示する。
- 検査によりIUU漁業活動従事の証拠が提供された場合、水揚げ、積み替えの許可を与えない。
- IUU漁業操業が、公海や、ある沿岸国の海域で行われた場合、検査した加盟国は関係国と協力して検査を行い、（関係国の）許可がある場合、漁船に対し制裁を与えることができる。

●漁獲証明スキームの導入（第３章）

- EUは、EU域内に入域する全ての水産製品のトレーサビリティを改善することを目的とした漁獲証明スキームを導入する。EU域内の水産製品の輸出入には、この漁獲証明書の添付（外国産原料を用いた加工品の場合には、加工証明書の添付）が義務付けられる。

- 本規則は、EU域内に輸出する第3国漁船起源の全ての水産製品に適用され、製品形態（未加工品、加工品）や輸送方法の別は問わない。ただし、淡水魚、観賞魚、稚魚又は幼生を用いて生産された養殖魚、又は一部の軟体動物又は海草類は規則の対象外となる（水産製品のうち、HSコードの３類、1604・1605に分類されるものが対象となる。）。

（３）「旗国通知」について

第20条

旗国の通知書及び第三国との協力

１．本規則の目的のため、特定の旗国によって認証された漁獲証明書の受理は、欧州委員会が、以下を証明する通知書を関係する旗国から受け取っていることを条件とする。

（a）関係する旗国が、自国の漁船が遵守する法令及び保存管理措置の実施、管理及び取締りのための国内取り決めを整備していること。

（b）関係する旗国の当局が、漁獲証明書に含まれている情報の正確さを証明する権限、及び加盟国からの要請を受けて漁獲証明書の検証を行なう権限を与えられていること。また、通知書には、それらの権限を証明するために必要な情報も含めなければならない。

２．本条第１項に規定された通知書に示す情報は、付属書ⅠⅠⅠに明記されている。

３．欧州委員会は、本条第１項に従って送付された通知書の受領を旗国に通知する。本条第1項に規定されたすべての要素が旗国から提供されていない場合、欧州委員会は、どの情報が欠落しているのかを旗国に指摘し、新しい通知書の提出を旗国に要請する。

付属書III

旗国による通知

●第20条に従った旗国による通知の内容

欧州委員会は、各旗国に対して、自国の領土内に所在し、以下の権限を有する旗国の当局の名称、住所 及び公印の印影を通知するよう要請する。

- 自国を船籍とする漁船を登録する機関
- 自国の漁船への漁業免許の付与、一時停止及び取り消しを行なう機関
- 第13条に規定する漁獲証明書において提示されている情報の正確度合を証明し、当該漁獲証明書を確認する機関
- 自国の漁船が遵守する法令及び保存管理措置の実施、管理及び執行する機関
- 第20条第4項に規定する行政的協力を通して、加盟国の関係当局を支援するために、漁獲証明書の検証を行なう機関
- 付属書IIの例に従って、自国の漁獲証明書の見本様式を通報する機関
- 当該通知を更新する機関

＜各国の旗国通知の状況＞

●日本の旗国通知は、9月7日付けでEU側に送付され、9月8日付けのEU側の受領通知を受けている。

●平成21年11月12日現在、EUが正式に旗国通知を受領している国は日本を含めて約50カ国程度になっている。なお、EUが正式に旗国通知を受領していない国の漁獲証明書は無効扱いになる。

（4）実施規則（1010/2009号）及びハンドブック（第1版）

- 「実施規則」は、IUU漁業規則の法的拘束力を有する細則であり、その主な内容は次の通り。
  - ①加盟国の港湾における第3国漁船の検査に関する事前通知及び事前通知様式
  - ②小規模漁船の定義及びその簡易漁獲証明書様式
  - ③認定RFMOs（地域漁業管理機関）漁獲証明制度
  - ④漁獲証明書の提示の期限
  - ⑤IUU漁業規則第16条に基づく認定事業者
  - ⑥IUU漁業規則の付属書Ⅰ（「水産製品」の定義から除外される水産製品リスト）
- ハンドブックは、IUU漁業規則の全体的な構成を示すとともに、本規則の技術的及び運用上の助言を行うことを目的として作成されており、法的拘束力を有さない文書である。その主な内容は、IUU漁業規則の各項目（特に、漁獲証明スキーム）に関してQ＆Aを提示している。

①加盟国の港湾における第3国漁船の検査に関する事前通知及び事前通知様式

付属書 IIA

第 2 条第 1 項に言及する第三国の漁船用の事前通知様式

事前通知する前に、関係するすべての項目に記入してください。

船舶の識別

1. 船名：
2. 船舶の種類（漁獲船、運搬船又は支援船）：
3. 船籍（登録国）：
4. 母港（ISO のアルファベット 2 文字の国コード ＋ 港湾名）：
5. 登録番号（船体識別番号）：
6. 国際無線コールサイン：
7. IMO/Lloyd's 番号（発行されている場合）：

寄港予定地

8. 港湾名（ISO のアルファベット 2 文字の国コード ＋3 文字の港湾コード*）：
9. 寄港の目的（水揚げ、転載又はサービス利用）：

漁業認可

10. 漁業認可証番号とその失効日：
11. 漁業操業支援／水産物の転載支援の許可：
12. 発行当局：

期日

13. 出漁期間：
14. 港への到着日とその推定時刻

船に積載されている種の数量（漁獲がない場合は「漁獲なし」報告書）

15.漁獲船名及びその漁獲物の漁獲証明書番号（もしあれば）	16.転載日（水揚げ港以外で転載が行なわれる場合）	17.転載水域又は転載港［FAO(ICES) の水域・区域・下位区域、及び関係する場合は ICES の統計海区と fishing effort zone］	18.種名（FAO のアルファベット 3 文字のコード）	19.漁獲水域［FAO(ICES) の水域・区域・下位区域、及び関係する場合は ICES の統計海区と fishing effort zone］	20.船に積載されている生体の推定総重量（kg）、又は必要な場合は魚の数	21.水揚げ/転載される魚の推定総重量（kg）、又は必要な場合は魚の数	22.Presentation of fish 及び保存状態（文字コードを使用*）

23. 船主の氏名と住所：
24. 船長／代理人の氏名：
25. 署名：
26. 日付：

漁獲船の場合、1ー10 項、12ー14 項、18ー22 項に記入する。
運搬船の場合、1ー9 項、11ー12 項、14ー22 項に記入する。
支援船の場合、1ー9 項、11ー12 項、14 項に記入する。
23ー26 項には、すべての船が記入する。
* 港湾、魚の状態及び presentation の文字コードは次のサイトを参照：http://ec.europa.eu/fisheries/cfp/control_enforcement/ers_en.htm

②小規模漁船の定義及びその簡易漁獲証明書様式

小規模漁船は、次の4つの基準のいずれかに該当するものが認定される。

また、小規模漁船用の簡易漁獲証明様式に基づいて、輸出業者が記載しやすい証明書の発給が受けられる。ただし、小規模漁船の証明書の確認も旗国の当局が行う。

① 牽引漁具を搭載していない全長12m未満の漁船

② 牽引漁具を搭載している全長8m未満の漁船

③ 甲板上に構造物がない漁船

④ 国際総トン数20トン未満の漁船

※簡易漁獲証明書様式の使用は、上記小規模漁船によって採捕され、かつ旗国の港に水揚げされ単一の積送品として輸出しようとする場合に限られる。

③認定ＲＦＭＯｓ（地域漁業管理機関）漁獲証明制度

- **付属書V: 地域業業管理機関(RFMO)が採用していて、規則（EC）No 1005/2008の要件を満たしていると認められる漁獲証明書制度**

（パートI）規則（EC）No 1005/2008の要件を満たしていると認められる漁獲証明書制度

〇2001年5月22日付けの理事会規則No 1005/2008に規定するDissostichus spp.（メロ種）の漁獲証明書制度

〇ICCAT 勧告08-12(07-10を改定)に規定するICCATクロマグロ漁獲証明書プログラム

（パートII）追加の条件を前提として、規則（EC）No 1005/2008の要件を満たしていると認められる漁獲証明書制度

〇CCSBT決議(2008年10月14日-17日の第15回年次総会で採択)に規定するCCSBT漁獲証明書制度に基づいて認証される漁獲書類及び関係書類に加え、輸入者は、規則（EC）No 1005/2008の付属書IIに含まれる輸送の詳細に関する付表に指定されている輸送に係る詳細な情報を輸入加盟国の当局に提出しなければならない。

注）:各RFMOの漁獲証明書制度が対象としている海域及び魚種が漁獲証明書の発給申請対象となっている場合に、認定RFMO漁獲証明書様式の使用が認められる。つまり、クロマグロであっても、太平洋で漁獲されたものは、ICCATの漁獲証明書様式を使用できない。また、ICCATの統計証明制度の対象となっているメカジキ及びメバチについても、統計証明書の様式は使用できない。

④漁獲証明書の提示の期限

付属書VI： 積送品の漁獲証明書の提出期限

認証された漁獲証明書は、水産製品の積送品がEU域内に入域する少なくとも3営業日前にEU加盟国の関係当局にEU輸入者から提出されなければならないが、この提出期限は輸送方法等によって次のとおり短縮できる。

○共同体に入域する4時間前に漁獲証明書を提出

航空輸送によって共同体に入域する水産製品の積送品

○共同体に入域する2時間前に漁獲証明書を提出

道路輸送によって共同体に入域する水産製品の積送品

○共同体に入域する4時間前に漁獲証明書を提出

鉄道輸送によって共同体に入域する水産製品の積送品

⑤ＩＵＵ漁業規則第16条に基づく認定事業者

〇認定事業者(AEO: Approved Economic Operator)は、EU加盟国が定める一定の基準を満たし、一定の申請審査の結果、認定されたEUの輸入事業者であり、水産製品の通関前の漁獲証明書及び関係書類の提示が免除され、事業所での保管が認められる。

⑥ＩＵＵ漁業規則の付属書Ｉ（「水産製品」の定義から除外される水産製品リスト）

IUU規則において、規則の対象除外となる種は以下のとおり。

〇観賞魚(HS030110)
〇稚魚又は幼生を用いて生産された養殖水産物を原料とする水産製品(原魚を含む。)
〇淡水水産製品(原魚を含む。)
〇カキ(HS 030710)
〇ホタテガイ(HS 030721,030729,*030791, *030799)
〇イガイ(HS 030731,030739,160590(CN 16059011,16059019)
〇かたつむりその他の巻き貝(海棲のものを除く)(HS 030760(CN 03076000))
〇魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る)(HS 030510(CN03051000))
〇調整及び保存処理された軟体動物(１６類)(HS 160590(CN 16059030(うちホタテガイ、カキ、かたつむり),16059000))

※ ホタテガイの*030791及び*030799については、今後規則を改正して除外品目に追加される見込み。
※CN: 関税統計分類及び共通関税に関する1987年7月23日の理事会規則(ECC)No2658/87で制定された「合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)」

４．ＩＵＵ漁業規則の実施・運用による我が国水産物輸出への影響

●我が国からＥＵに輸出される主な水産物

輸出形態	原料魚の原産国	ＥＵ向け輸出水産製品	関係国
日本からの直接輸出	日本産（ホタテ、スケトウダラ、雑魚、サバ、イカ、養殖ブリ）	・冷凍ホタテ ・水産練り製品 ・冷凍サバ ・冷凍イカ ・養殖ブリ・フィレ	―
日本からの直接輸出	外国産（スケトウダラ、イトヨリ、その他魚魚肉）	・水産練り製品	米国、タイ、インド、ベトナム、インドネシア、中国、チリ、韓国
第３国加工・間接輸出	日本産（サケ、カツオ・マグロ）	・サーモンフィレ ・ツナ缶	中国、タイ、ベトナム

注）：網掛けは、漁獲証明書の添付が免除される予定のもの

●日本からＥＵへの主要水産物輸出実績

品　　目	単位	０６年	０７年	０８年
総　　計	千枚	1,815	1,934	2,318
	トン	3,772	4,204	2,194
	百万円	9,216	9,855	7,675
真　珠	ｷﾛｸﾞﾗﾑ	2,878	3,110	2,446
（真珠及び真珠製品）	百万円	4,284	4,697	3,532
観賞魚	トン	97	115	121
（生きている魚）	百万円	907	1,087	1,098
ほたて貝	トン	1,579	1,350	752
（活生冷凍塩乾）	百万円	2,350	2,002	961
食用海草	トン	113	149	158
（焼きのり・　味付けのり含む）	百万円	407	533	593
魚　油	トン	174	60	127
	百万円	521	335	345
水産練り製品	トン	259	272	237
	百万円	195	206	204
こ　い	トン	86	68	24
（活）	百万円	213	417	174
ぶ　り	トン	－	－	54
（生冷凍）	百万円	－	－	83
い　か	トン	0	6	87
（活生冷凍）	百万円	1	14	26
寒　天	トン	4	3	4
	百万円	20	24	22
さ　め	トン	171	26	110
（生冷凍）	百万円	13	2	10
さんご	トン	0	0	0
	百万円	4	7	9
まぐろ・かつお調製品	トン	0	3	3
（気密以外）	百万円	0	6	5
さば調製品	トン	0	0	2
	百万円	0	1	3
塩干魚	トン	0	1	2
	百万円	0	1	2

●日本からタイへの主要水産物輸出実績

品　　目	単位	０６年	０７年	０８年
かつお	トン	48,842	49,933	52,765
（生冷凍）	百万円	4,605	7,375	9,278
まぐろ・かじき類	トン	15,600	28,349	17,285
（生冷凍）	百万円	3,499	5,620	3,535
さ　ば	トン	24,118	11,035	21,328
（生冷凍）	百万円	1,338	867	1,938

●日本から中国への主要水産物輸出実績

品　　目	単位	０６年	０７年	０８年
さけ・ます類	トン	58,206	49,070	37,599
（生冷凍）	百万円	16,030	11,190	8,727
さ　ば	トン	48,419	32,478	16,916
（生冷凍）	百万円	3,689	3,199	2,150
すけそうだら	トン	45,532	42,329	15,228
（生冷凍）	百万円	4,828	4,961	1,657
い　か	トン	2,089	3,738	10,002
（生冷凍）	百万円	448	559	1,262
た　ら	トン	7,002	9,678	5,228
（生冷凍）	百万円	929	1,600	951

●日本からベトナムへの主要水産物輸出実績

品　　目	単位	０６年	０７年	０８年
さ　ば	トン	3,397	4,099	8,828
（生冷凍）	百万円	210	349	999
さけ・ます類	トン	1,428	2,474	2,785
（生冷凍）	百万円	228	441	455

※ ぶりは08年より統計品目を分離

※ 網掛けは、漁獲証明書の添付が免除される予定のもの

５．ＥＵ側との協議状況

平成20年12月11日：第1回バイ協議

平成21年3月13日：第2回バイ協議
４月28日～29日：ASEM漁業フォーラム
（関係国間におけるIUU漁業規則
に関する意見交換）
５月14日～15日：EU主催IUU漁業規則アジ
ア地域セミナー
５月31日～6月3日：APEC漁業WG

９月7日：旗国通報（9月8日付けEUからの受領通知）

※この他、これまで日本からEU側に照会リストを提示し、回答を得ている。

６．ＥＵ側のこれまでの対応（回答）状況

（１）一般的事項

○ “積送品（第２条（23））”ごとの漁獲証明書発給が免除・軽減になる特別なアレンジメントは不可能。

○ EU側としては、旗国と加工国間の円滑な漁獲証明書の取得のためのアレンジメントは行わない。漁獲証明書の入手は、加工国の責任において行うべき。ただし、EUは、全ての第３国に対して本規則を十分に説明するとともに、本規則施行前に各旗国の漁獲証明当局等の情報を公表する。

※「積送品（consignment）」とは、一輸出者から一荷受人に同時に送られた生産物（生産品）、又はその輸出者から荷受人への発送に用いられる単一の運送書類によって取り扱われている生産物（生産品）を意味する。

（２）IUU漁業規則の適用範囲及び運用

①漁獲証明書発給の義務が生じるのは、２０１０年１月１日以降に漁獲された水産製品。

②日本産ホタテ、太平洋サケ（シロザケ、カラフトマス）及びブリはIUU規則の適用除外になる見込み（水産庁から、日本産の養殖水産製品に関する資料（***“Aquaculture Products Obtained from Fry and Larvae According to EU’s IUU Regulation” (Japanese Salmon, Scallop and Yellowtail)***）をEUに提示済み。）。

③EU向けの水産物輸出の実態（直接輸出及び間接輸出）から、IUU規則の対象となることが確実であり、我が国が旗国として、漁獲証明書を発給する必要がある（又は可能性がある）主な魚種は次の通り。

・カツオ
・マグロ・カジキ類
・サバ
・イカ
・スケトウダラ及びタラ
・カニ
・水産練り製品原料用魚種（スケトウダラ、イワシ、アジ、エソ、グチなど）

④EU向けの加工水産物の直接輸出の実態から、IUU規則の対象となり、我が国が加工国として、加工証明書を発給する必要がある主な加工水産物、及び漁獲証明書を旗国から取得しなければならない可能性がある主な加工原料漁獲物は次の通り。

・水産練り製品

（外国産原料：スケトウダラ（米国など）、イトヨリ・その他魚肉（タイ、インド、ベトナム、インドネシア、中国など））

⑤輸出される“積送品（第２条（23））”ごとに漁獲証明書の添付が求められる（つまり、証明書の発給頻度軽減及び証明書発給免除は不可。）。

⑥EUの漁獲証明書等の記載及び発給に関する3つの原則

・原則的に、通関時の積送品の重量と、漁獲証明書において確認されなければならない漁獲量が一致していること。

・一致しない場合（特に加工水産製品）、別途、説明資料の提出が必要。

・EUの輸入業者に説明責任がある。

⑦本規則の対象外となる「養殖水産物」、「淡水水産物」及び「2010年1月1日以前に漁獲された水産物」の証明はEU加盟国の輸入者が一義的な証明責任を有する。

７．漁獲証明書等の作成・申請・発給手続きのフロー図

水産製品（未加工水産物）の輸出について①

日本からEUへ直接水産製品を輸出する場合

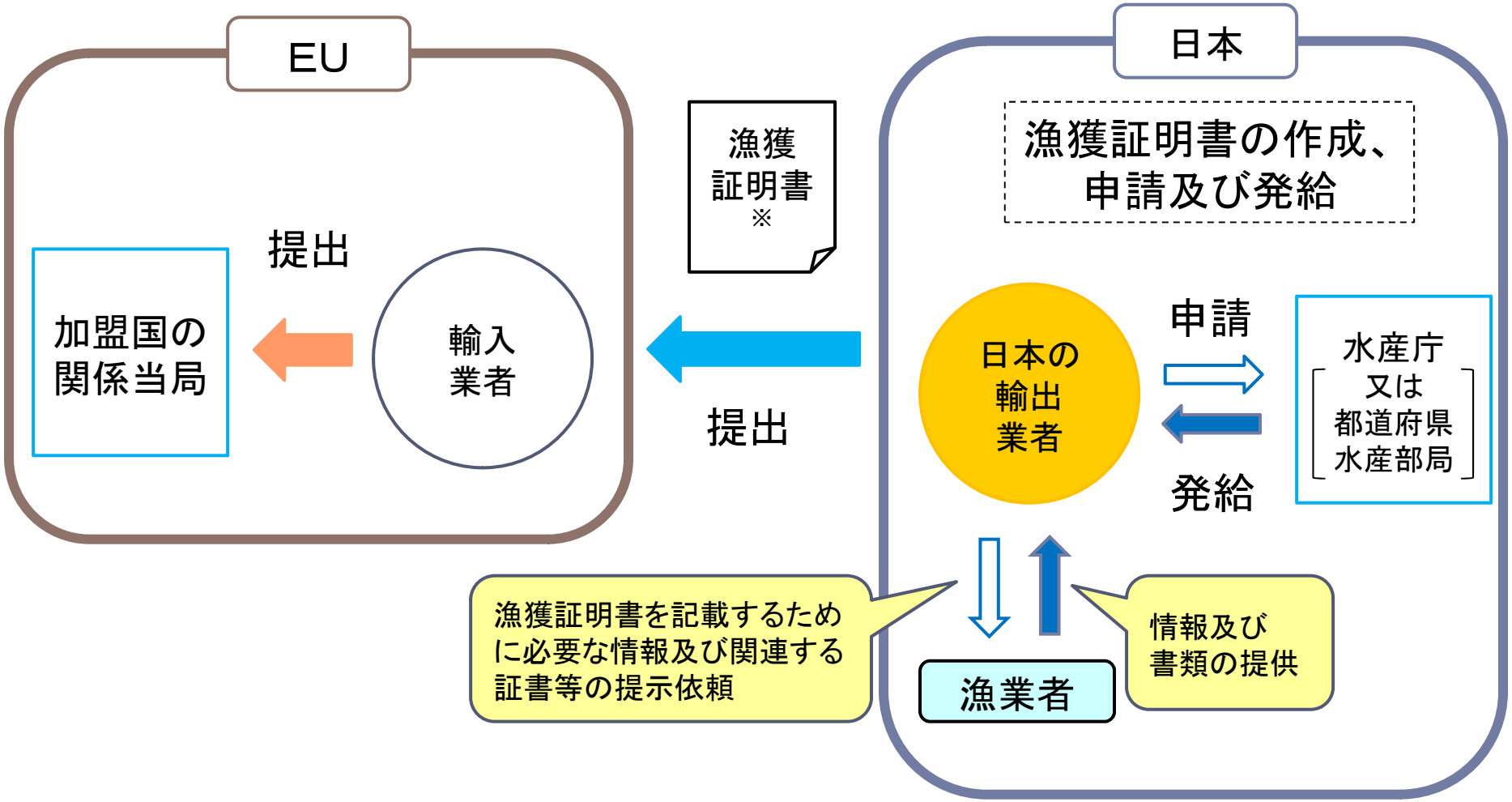

※ 日本から輸出されてEUの税関を通過する際の積送品の重量分の漁獲証明書を作成。
（例）100トンの漁獲があったとしても、EUに輸出するのが50トンであれば、50トン分の漁獲証明書を作成。

水産製品（未加工水産物）の輸出について②

日本漁船からEUの港において直接水産製品を輸出

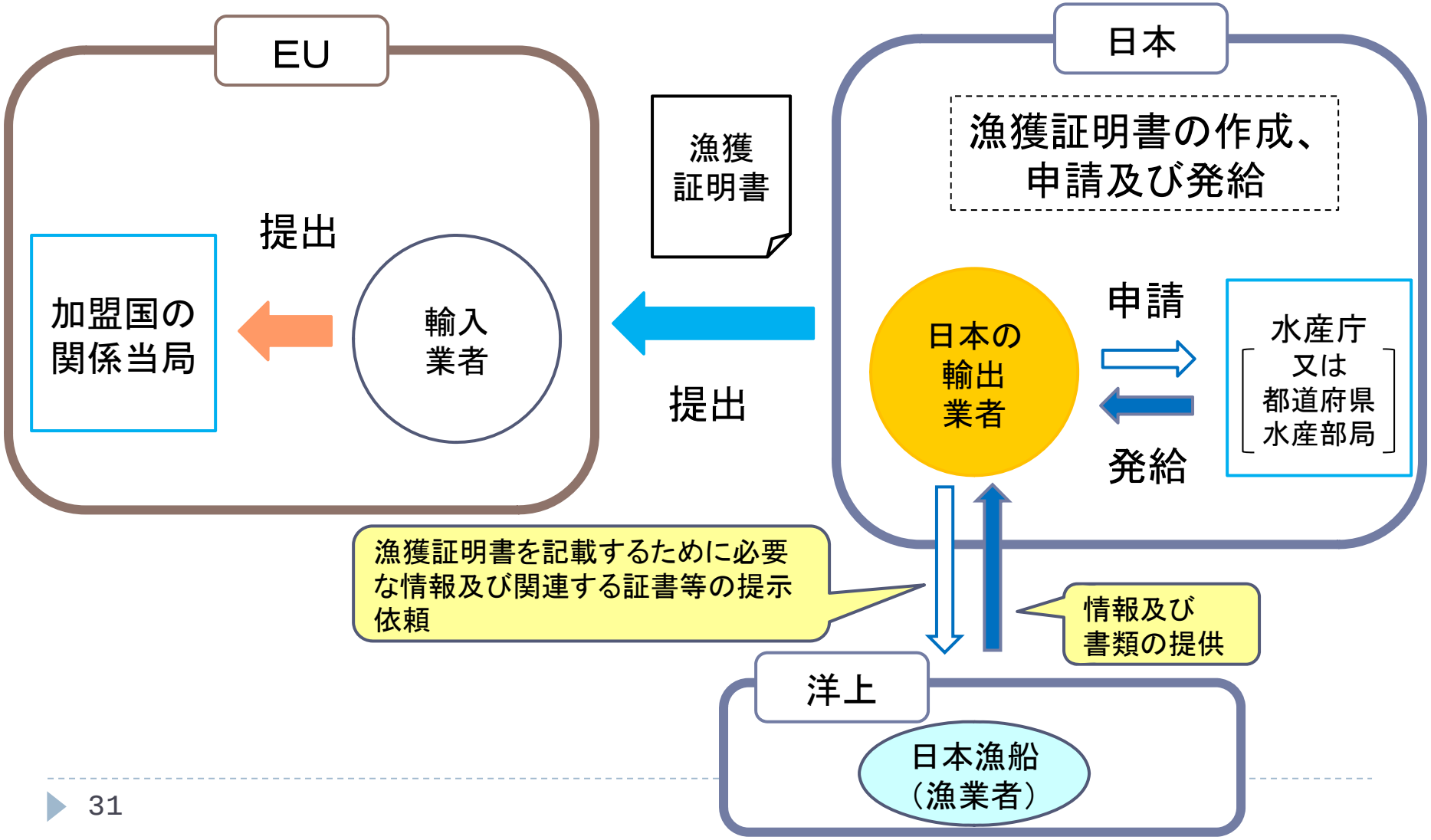

加工水産製品の輸出について①

日本からEUへ直接加工水産製品を輸出

①原料が日本産の場合

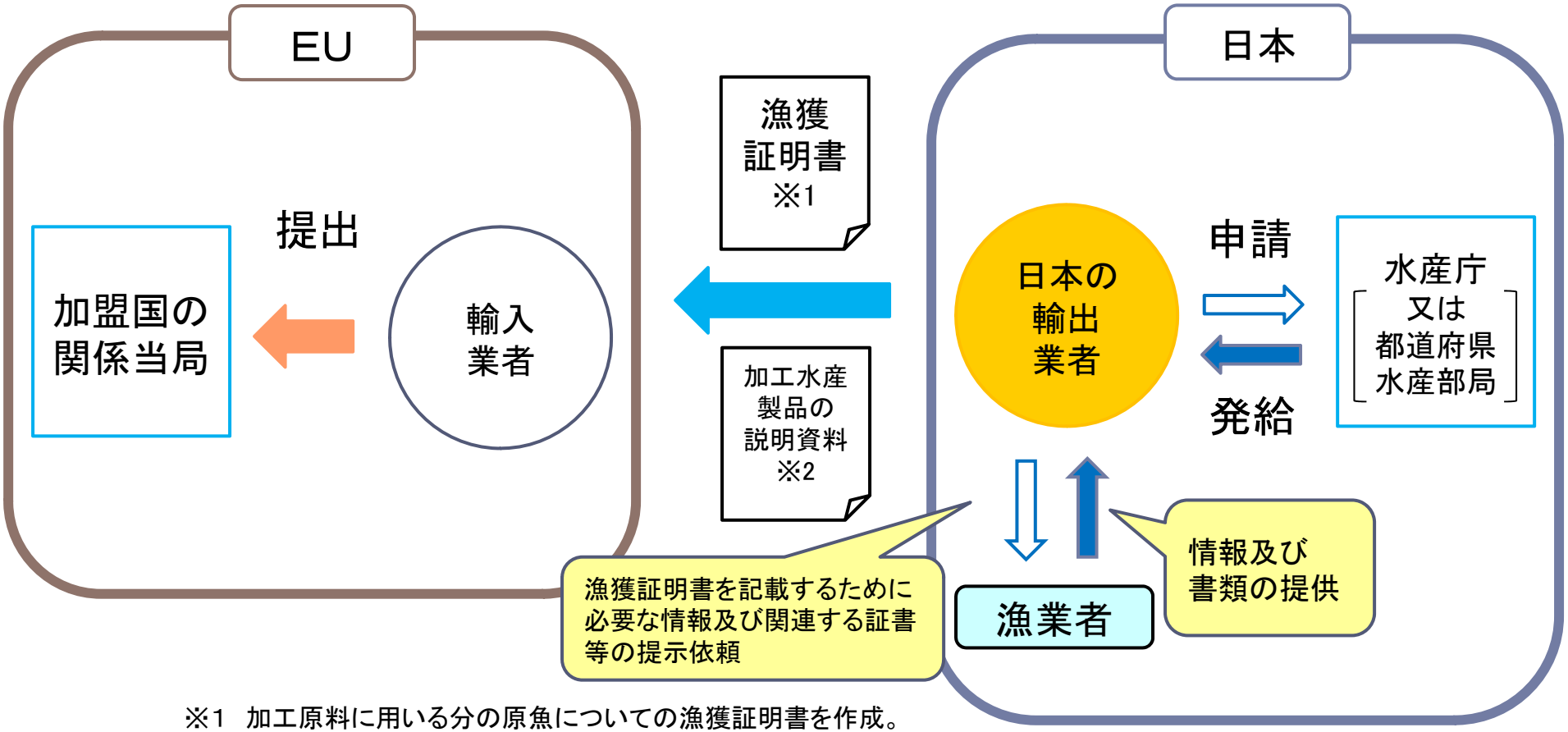

※1　加工原料に用いる分の原魚についての漁獲証明書を作成。
（100トンの漁獲があったとしても、加工に用いるのが50トンであれば、50トン分の漁獲証明書を作成。）

※2　加工歩留りなど、漁獲証明書で認証された漁獲量と、実際に輸出されて初めてEUの税関を通過する時の積送品の重量分との乖離を説明する資料。

加工水産製品の輸出について②

日本からEUへ直接加工水産製品を輸出

②原料が外国産の場合

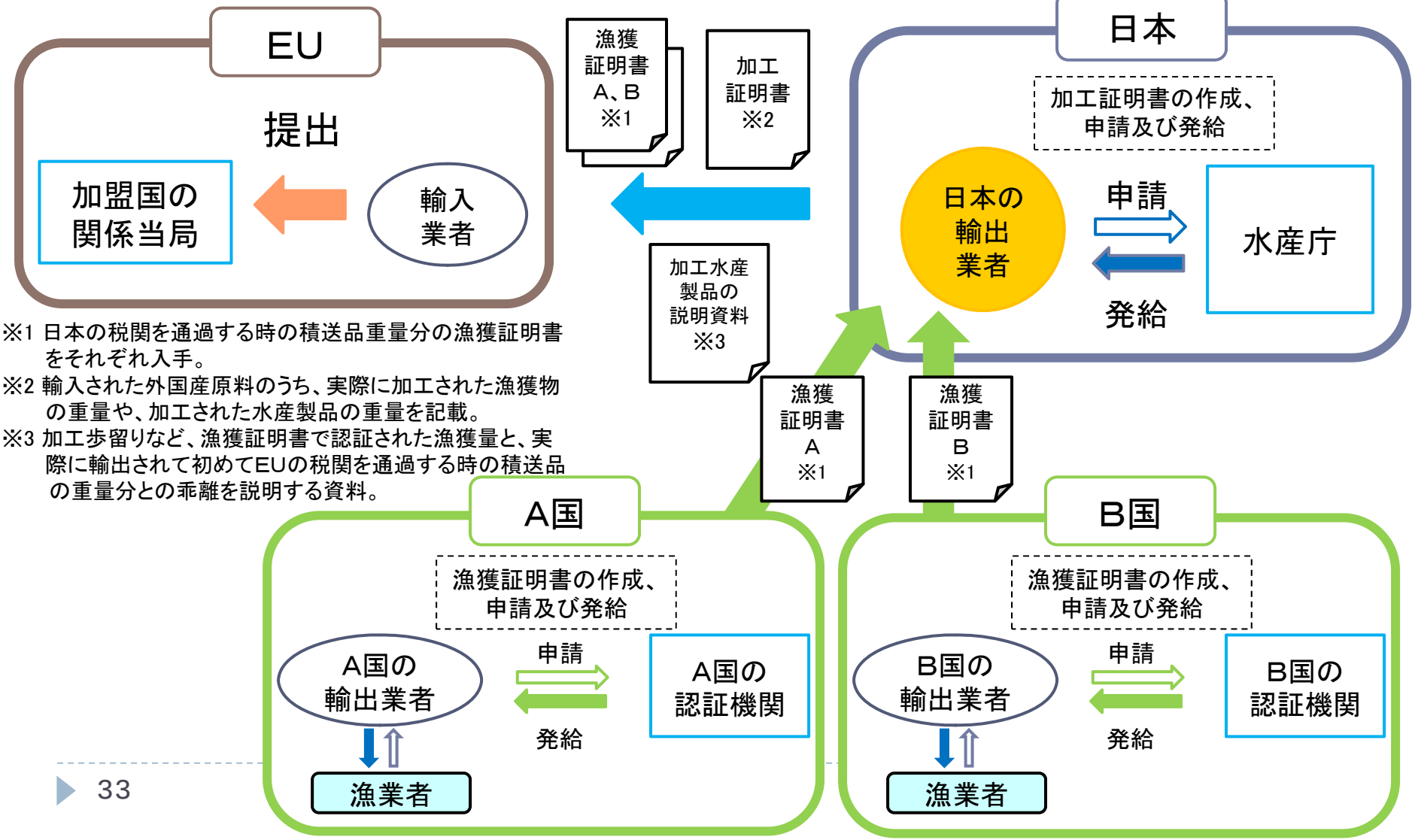

※1 日本の税関を通過する時の積送品重量分の漁獲証明書をそれぞれ入手。
※2 輸入された外国産原料のうち、実際に加工された漁獲物の重量や、加工された水産製品の重量を記載。
※3 加工歩留りなど、漁獲証明書で認証された漁獲量と、実際に輸出されて初めてEUの税関を通過する時の積送品の重量分との乖離を説明する資料。

加工水産製品の輸出について③

日本産の原料を用いて、第3国で製造した加工水産製品をEUに輸出する場合

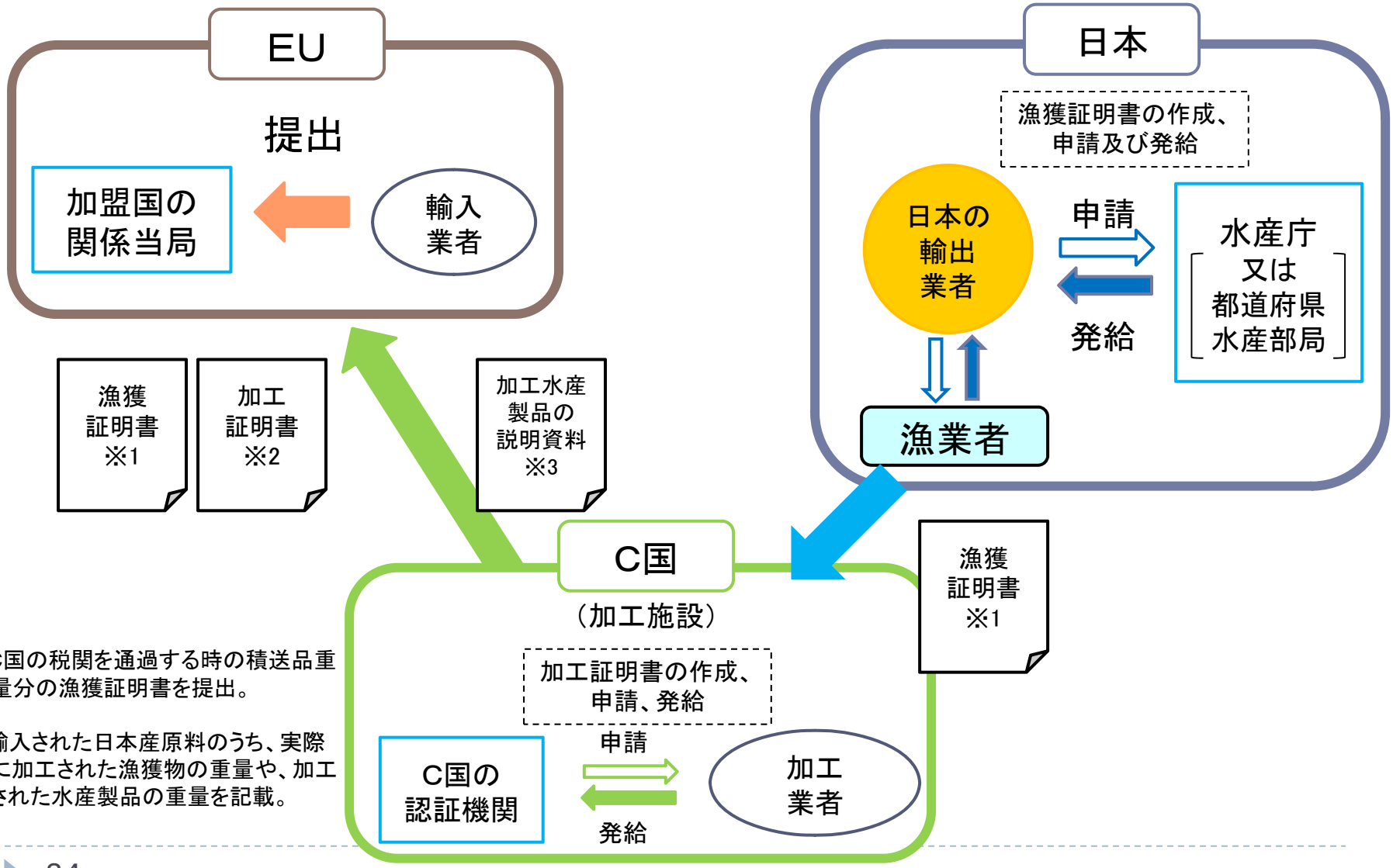

※1 C国の税関を通過する時の積送品重量分の漁獲証明書を提出。

※2 輸入された日本産原料のうち、実際に加工された漁獲物の重量や、加工された水産製品の重量を記載。

※3 加工歩留りなど、漁獲証明書で認証された漁獲量と、実際に輸出されて初めてEUの税関を通過する時の積送品の重量分との乖離を説明する資料。

８．我が国のＩＵＵ漁業規則に基づく漁獲証明書等の発給制度及び体制

- 「ＥＵのＩＵＵ漁業規則に基づく漁獲証明書及び加工証明書の発給に関する取扱要領（平成21年12月10日付け21水漁第2255号）」を参照。

＜取扱要領の概要＞

- ・ EUのIUU漁業規則に則して対象水産製品を定め、これらを輸出しようとするときは、予め漁獲証明書及び加工証明書の発給を受けることとする（淡水水産物、養殖水産物、貝類（カキ、ホタテガイ等）、2010年１月１日以前に漁獲された水産物等は対象外）。
- ・ 水産庁が、輸出しようとする者の申請を受けて、漁獲証明書及び加工証明書を発給することとする。ただし、都道府県は、水産庁に申請して登録を受けることで、漁獲証明書の発給機関となることができることとする。
- ・ 証明書の発給要件として、適法に漁獲された水産物であること等を定めるほか、原則として、「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき認定・登録された施設で扱われたものであることを定めることとする。
- ・ 虚偽報告等があった場合には、証明書を取り消すとともに、EUに通報することとする。
- ・ 本要領は、平成２２年１月１日以降に採捕した水産物を原料とする水産製品を対象とすることとするが、それ以前の平成21年12月1日から同月31日までの間に漁獲された水産物を原料とする水産製品に関しても、円滑な規則の実施のため、発給を受けることができることとする。

対EU輸出水産食品登録施設

平成21年10月現在

○冷凍漁船

大臣許可漁業

所在地	漁業種類	登録漁船隻数
北海道	大中型まき網漁業	1
青森県	遠洋かつお・まぐろ漁業	4
岩手県	遠洋かつお・まぐろ漁業	2
宮城県	遠洋かつお・まぐろ漁業	35
東京都	遠洋かつお・まぐろ漁業	5
	大中型まき網漁業	1
神奈川県	遠洋かつお・まぐろ漁業	10
富山県	遠洋かつお・まぐろ漁業	6
静岡県	大中型まき網漁業	5
	遠洋まぐろはえなわ	1
	大西洋等はえ縄等漁業	1
三重県	遠洋まぐろ延縄漁業	6
	大中型まき網漁業	1
鳥取県	大中型まき網漁業	1
高知県	遠洋かつお・まぐろ漁業	3
鹿児島県	遠洋かつお・まぐろ漁業	4
合　　計		86

○生産漁船

大臣許可漁業

所在地	漁業種類	隻数内訳
青森県	太平洋底刺し網等漁業	1
	大中型まき網漁業	1

知事許可漁業

北海道	手繰第3種「貝けた網漁業」	29

その他

愛媛県	漁獲物運搬船(養殖)	2

注）平成21年度第2回水産物輸出に関する全国説明会において配布した資料1−36（対EU輸出水産食品登録施設）の内容の一部に誤りがありました。本資料の内容が正しい施設数となりますので、差し替えをお願いいたします。

①漁獲証明書発給（日本産原料加工も含む）の水産庁内手続き

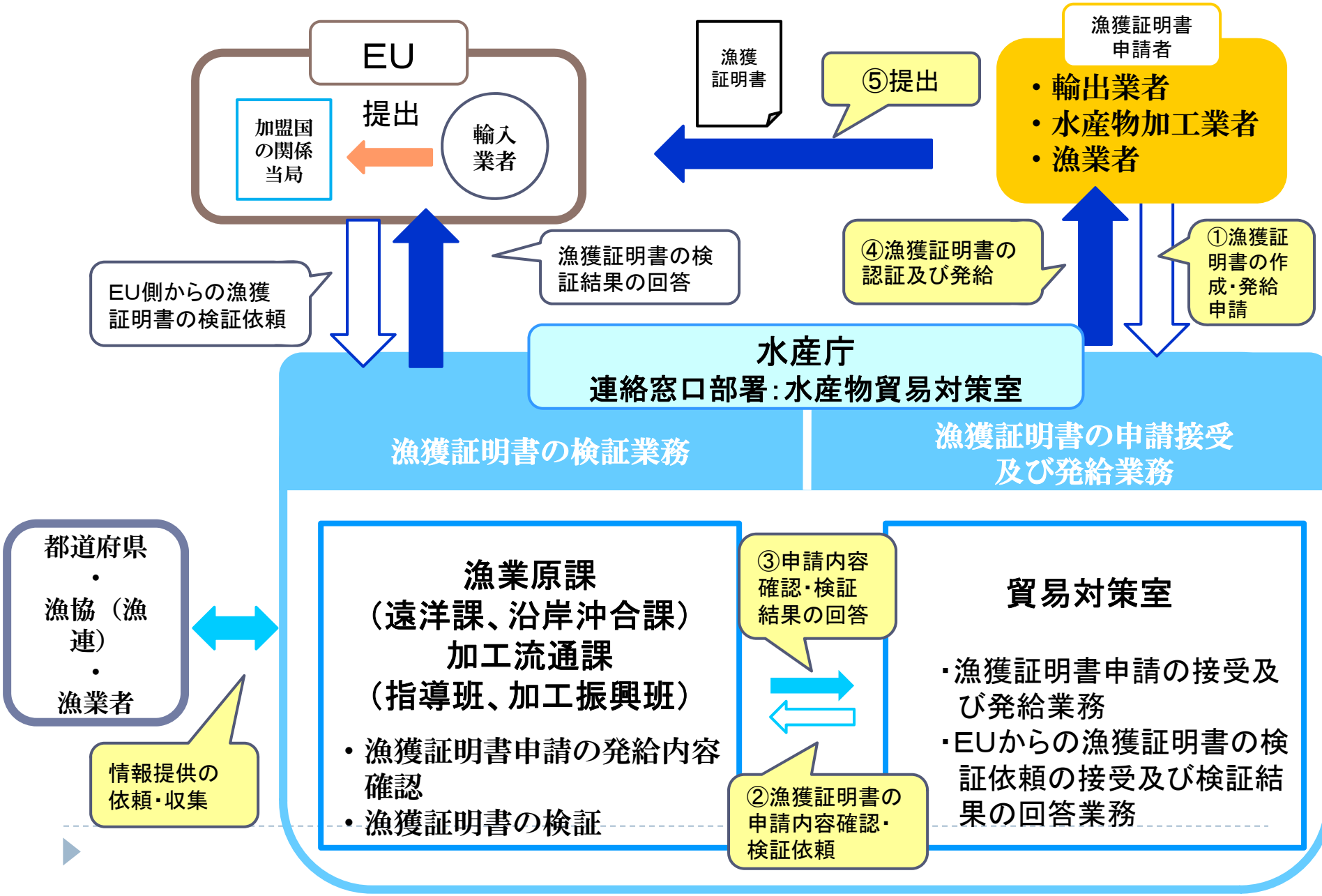

②加工証明書発給（外国産原料加工）の水産庁内手続き

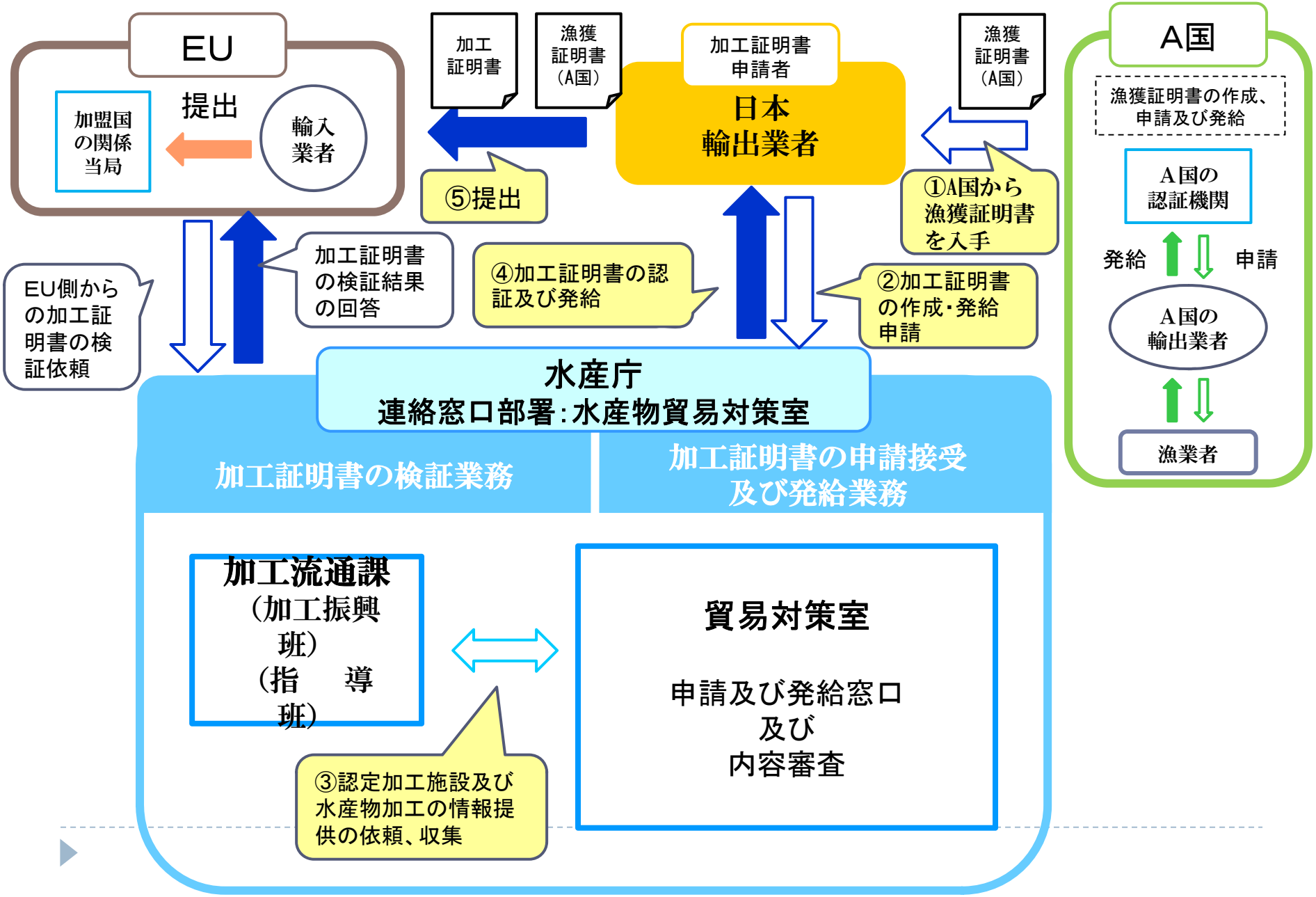

- 漁獲証明書等の具体的な記入方法については、「EUのIUU漁業規則に基づく漁獲証明書及び加工証明書の記入要領（平成21年12月10日付け）」を参照してください。

- 本取扱要領及び記入要領に関するお問い合わせは、以下の水産庁水産物貿易対策室の担当者までご連絡下さい。

［問い合わせ先］ 水産庁加工流通課水産物貿易対策室　輸出担当

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話:03-3502-8111（代表）（内線 6610）
03-3501-1961（直通）
FAX:03-3591-6867
E-mail:yusyutu_suisan@nm.maff.go.jp

水産製品の加工歩留まりのおおよその目安

	セミドレス（頭付き、エラ･ハラ抜き）		ドレス（頭・エラ・ハラ抜き）		フィレ（3枚おろし、頭・エラ・ハラ・中骨・尾びれ抜き）		すり身・魚肉		練り製品	
	生鮮･冷蔵	冷凍	生鮮･冷蔵	冷凍	生鮮･冷蔵	冷凍	主な製品名	歩留まり	主な製品名	歩留まり
カツオ類	80～85%	80～85%	65～70%	65～70%	60～65%	60～65%				
マグロ類	80～85%	80～85%	65～70%	65～70%	60～65%	60～65%	魚肉	約50%		
サバ	80～85%	80～85%	70～75%	70～75%	60～65%	60～65%	すり身	25～30%	ちくわ	14～17%
アジ	85～90%	85～90%	65～70%	65～70%	50～55%	50～55%	すり身	25～30%	揚蒲鉾	13～15%
イワシ	85～90%	85～90%	65～70%	65～70%	50～55%	50～55%	すり身	25～30%	つみれ	20～24%
イカ	45～50%		45～50%（内蔵・足抜き）				すり身	25%		
スケトウダラ(マダラ)	65～70%	65～70%	45～50%	45～50%	約40%	約40%	すり身	25～30%	かまぼこ	15～18%

９．IUU漁業規則の実施における留意事項

- 円滑に漁獲証明書等を作成・申請及び発給するためには、関係者間（輸出業者、漁業者、加工業者、EUの輸入業者など）の周知徹底及び連携が不可欠。
- 第3国との間接輸出の場合、漁獲証明書及び加工証明書のやり取りに関して、第3国の関係者間（輸出入業者、漁業者、加工業者など）との充分な事前連絡が必要。
- 漁獲証明書や加工証明書だけでなく、輸出水産製品（特に加工品）についての別途の証明書類が求められる可能性がある。
- つまり、2010年1月1日以降は、計画的なEU向けの水産物が求められる。

- 本規則の実施当初は、第3国の規則実施に係る国内法制度の整備が間に合わず、第3国旗国の漁獲証明や、第3国加工国の加工証明が発給されない可能性がある。

- 本規則の実施当初は、EU加盟27カ国内にも実施措置の不統一などの混乱が予想される。

- 特に、本規則の対象外となる「養殖水産物」、「淡水水産物」及び「2010年1月1日以前に漁獲された水産物」の証明はEU加盟国の輸入者輸入者を通じて、必要な証明資料を求められる可能性があり、これらに対応する準備が必要。

- EUは、漁獲証明書及び衛生証明書において不整合な情報を含めることができないことを注意喚起している。

- 漁獲証明書の提示は、常に、漁獲証明書、EUの再輸出証明書及び輸送の詳細の３点セットで提示しなければならない。

- EUは、輸出事業者も、認定された漁獲証明書等のコピーを3年間保管することを勧告している。

10.その他

- 今後のIUU漁業規則の最新の情報は、EU海事・漁業総局及び水産庁HPでご確認をお願いします。
- 今後のIUU漁業規則に基づく、輸出手続き上のトラブルに関する情報提供は、別紙の様式に基づき、以下の問い合わせ先までご連絡下さい。

［問い合わせ先］水産庁加工流通課水産物貿易対策室　輸出担当

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話:03-3502-8111(代表)(内線 6610)
03-3501-1961(直通)
FAX:03-3591-6867
E-mail:yusyutu_suisan@nm.maff.go.jp

ル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

ス(D) http://www.jfa.maff.go.jp/index.html 移動

ogle 検索 ブックマーク ブロック数: 3 チェック 次に送信

水産庁

Fisheries Agency

農林水産省トップへ

基本政策 | 分野別情報 | 水産統計情報 | 水産庁案内

文字の大きさ・色を変えるには | 専門用語の解説 | English | このサイトの使い方 | サイトマップ | 検索

フォトレポート

旬魚食同盟

ちょっとも簡単お手軽料理を見る

「お魚料理大全」を見る

資源管理の部屋

漁師になろう

まぐろに関する情報

捕鯨の部屋

注目情報 TOPICS

- 平成21年度補正予算パンフレット
- 産地水揚量・卸売価格・輸出入・家計消費(平成21年7月版)(PDF:145KB)
- 水産業体質強化総合対策事業
- 外国漁業及び漁業政策(PDF:313KB)
- 魚介類の名称表示等について

新着報道発表 PRESS RELEASE

報道発表資料一覧

- 韓国はえ縄漁船の拿捕について(11月2日)
- 日本海の暫定水域周辺での韓国漁船の重点取締について(10月30日)
- 日ロ漁業取締専門家会議の結果について(10月30日)
- みなみまぐろ保存委員会第16回年次会合(CCSBT16)の結果について(10月23日)
- 日・パプアニューギニア漁業協議の開催について(10月23日)
- 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)第28回年次会合の開催について(10月23日)

検索の多いキーワード

- TAC
- 養殖
- 捕鯨
- 磯焼け
- 水産白書

漁業者のみなさまへ

水産庁案内

- 組織
- 採用情報
- 独立行政法人
- 水産関係団体

報道・広報

- 報道発表資料
- 災害関連情報
- 広報資料

政策情報

- 分野別情報
- 補助事業等一覧
- 水産予算・決算の概要
- 税制
- 審議会等
- 政策評価

ATOK あ 連 R 漢

水産庁/分野別情報 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(D) http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunyabetsu/index.html 移動

Google 検索 ブックマーク ブロック数: 3 チェック 次に送信

分野別情報

水産資源の保存・管理に関する情報

- 資源管理の部屋
- 資源評価
- 捕鯨に関する情報
- まぐろに関する情報
- 漁業取締について

水産物の安全及び消費者の信頼の確保に関する情報

- コイヘルペスに関する農林水産省の取り組み
- 魚介類中のダイオキシン類の実態調査について
- 水産用医薬品の使用について
- 魚介類の名称のガイドラインについて
- 生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン
- 刺身盛り合わせの原料原産地等表示自主指針
- カキの養殖と生産出荷における安全管理について

水産物の加工・流通・消費に関する情報

- 水産物の市況の情報

水産物輸出に関する情報

- まぐろ類の輸出手続きについて
- めろの輸出について
- EU向け水産食品の輸出について
- ノルウェー向け輸出水産食品の取扱いについて

水産庁案内

- 組織
- 採用情報
- 独立行政法人
- 水産関係団体

報道・広報

- 報道発表資料
- 災害関連情報
- 広報資料

政策情報

- 分野別情報
- 補助事業等一覧
- 水産予算・決算の概
- 税制
- 審議会等
- 政策評価
- 水産白書
- 法令、告示・通知等
- 国会提出法律案

統計情報

- 水産統計情報

申請・お問い合わせ

- 電子申請窓口

水産庁/EU向け水産食品の輸出について - Microsoft Internet Explorer
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
戻る 検索 お気に入り
アドレス(D) http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/index.html 移動
Google 検索 ブックマーク ブロック数: 3 チェック 次に送信

EU向け水産食品の輸出について

対EU輸出水産食品の取扱いについて

（平成21年6月4日食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）（平成21年10月7日更新）

- 施行文（PDF：317KB）
- 対EU輸出水産食品の取扱要領（表紙・目次）（PDF：12KB）
- 対EU輸出水産食品の取扱要領（別紙）（PDF：1,047KB）
- 別添1（PDF：326KB）
- 別添2～6（PDF：428KB）
- 別添7～13（PDF：1,033KB）
- 様式（PDF：366KB）
- 対EU輸出水産食品取扱認定施設[外部リンク]
- 対EU輸出水産食品取扱登録業者（養殖業）（PDF：62KB）
- 対EU輸出水産食品取扱登録業者（EU向け冷凍船）（PDF：122KB）
- 対EU輸出水産食品取扱登録業者（生産漁船）（PDF：43KB）

EUのIUU漁業規則について

- 違法・無報告・無規制（IUU）漁業を防止、抑止及び廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合理事会規則第1005／2008号（2008年9月29日付）（PDF：1,188KB）
- 水産物輸出に関する全国説明会について

European Commission - Fisheries - Combating illegal fishing (IUU) - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(D) http://ec.europa.eu/fisheries/cfp/external_relations/illegal_fishing_en.htm

Google 検索 ブックマーク ブロック数: 3 チェック 次に送信

Fisheries

Important lega

English (en)

European Commission > Fisheries > About the Common Fisheries Policy > External relations > Combating illegal fishing

Contact us

What's new | Site map | Index | Links |

About the Common Fisheries Policy

The fisheries sector in the European Union

Management of resources and environment

Control and enforcement

Structural measures

Market policy

External relations

Aquaculture and processing

Governance

Simplification

Research

Review of the CFP

Statistics on the CFP

About Maritime Affairs

Press corner

Publications

Legislation and state aid

Calls for proposals and tenders

Meetings and events

Frequently Asked Questions

Related issues

About the Common Fisheries Policy

Combating illegal fishing

Illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing is a worldwide phenomenon. Its extent and its environmental, economic and social consequences are such that it has become a priority issue at international level. IUU fishing contributes to the depletion of fish stocks and jeopardises protection and recovery measures put in place to ensure the viability of resources. It represents unfair competition for those who exploit fish resources legally. The impact of IUU fishing also threatens the very survival of coastal communities.

Vessel fishing illegally for Patagonian toothfish in waters south Australia, being inspected by the Australian navy.

Strong measures have already been taken to combat IUU fishing at national, regional and international levels. The Commission have been involved in the fight against IUU fishing for over a decade and in 2002 the Commission adopted an Action Plan against IUU fishing inspired by the FAOs International Plan of Action to prevent, deter and eliminate IUU fishing of 2001. However, despite regional and international efforts to stop IUU fishing the phenomenon is still a growing problem and as a result, the European Community intensified its action towards IUU fishing by launching a consultation process in 2007. A Proposal to prevent, deter and eliminate IUU fishing was adopted in October 2007 and a Regulation to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing was adopted on 29 September 2008, after a unanimous political agreement. The regulation will enter into force on 1 January 2010.

Before 2010 the Commission will establish implementing rules to ensure an efficient implementation of the Regulation which are planr

European Commission - Fisheries - Combating illegal fishing (IUU) - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(D) http://ec.europa.eu/fisheries/cfp/external_relations/illegal_fishing_en.htm 移動

Google 検索 ブックマーク ブロック数: 3 チェック 次に送信

facilitate the implementation of the IUU Regulation. The handbook is a reader-friendly document in English which gives practical advice both authorities and stakeholders in EC Member States and third countries.

Related information

規則

- Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, amending Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1936/2001 and (EC) No 601/200 and repealing Regulations (EC) No 1093/94 and (EC) No 1447/1999

  bg cs da de et el en es fr it lv lt hu nl mt pl pt ro sk sl fi sv (~ 448 Kb)

実施規則

- Commission Regulation (EC) No 1010/2009 of 22 October 2009 laying down detailed rules for the implementation of Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing

  bg cs da de et el en es fr it lv lt hu nl mt pl pt ro sk sl fi sv (~ 1,3 Mb)

- Commission statements es fr pt (~ 48 Kb)

Information packs

ハンドブック他

- Handbook on the practical application of the IUU Regulation (~ 260 Kb)
- Information note - state of play and summary of main provisions of the IUU Regulation es fr (~ 40 Kb)
- Technical note - detailed description of the catch certification scheme es fr (~ 40 Kb)
- Cooperation note - possibilities of international cooperation in the fight against IUU fishing and the implementation of the IUU regulation es fr (~ 20 Kb)

Member States – implementation

- Notification of competent authorities for the implementation of the IUU Regulation (~ 15 Kb)
- Designated ports in the EC for third countries fishing vessels (~ 10 Kb)
- Scope of the IUU Regulation - Excluded aquaculture products (~ 10 Kb)

〇水産庁ホームページ

http://www.jfa.maff.go.jp/

〇欧州委員会ホームページ
http://ec.europa.eu/index_en.htm

（IUU漁業関係）
http://ec.europa.eu/fisheries/cfp/external_relations/illegal_fishing_en.htm

○苦情届出書の様式

年　　月　　日

水産庁漁政部加工流通課輸出業務担当　宛

届出者　氏　名
住　所
電　話
ＦＡＸ
E-mail

EU の IUU 漁業規則の運用に関する苦情届出書

以下のとおり苦情を届出ます。

１．漁獲証明書又は加工証明書の文書番号及び日付

２．水産製品名

３．輸出先の EU 加盟国及び EU の輸入業者（連絡先等情報があれば記入）
（間接輸出の場合は、経由した国名も記入。）

４．苦情内容が発生した国

５．苦情の具体的な内容について